

熊本県産農林畜水産物消費拡大緊急支援事業費補助金 公募要領

1 事業の概要

熊本県は、変化に富んだ地形や気候、水資源を活かした豊富な農林畜水産物が存在し、農業産出額、生産所得額、6次産業関連販売金額は全国トップクラスを維持し、輸出額も過去最高を更新しています。

一方で、熊本県の食に対する県民の関心度が低く、県外から見た全国的な知名度も低いことから、県産品の更なる消費拡大に向けてはイメージ向上が課題となっています。

本事業では、県民の「食」の理解醸成や県産品の販路拡大・消費拡大を目的とした大規模イベント開催等により、県産品の認知度向上や更なる消費拡大、県内物産事業者の緊急的な収益改善を図ることを目的としています。

2 補助対象事業者及び補助率

(1) 補助対象事業者 民間事業者（※共同申請可）

(2) 補助率 定額（上限 44,443 千円／1 者）

3 補助対象事業

(1) 県産品の販路拡大・消費拡大を目的とした「食のみやこ熊本県」をPRする大規模イベント開催等に要する経費

【対象要件】

- ・ イベントは、令和9年3月6日(土)・7日(日)の二日間に開催すること
※会場候補地として、花畑広場全区画及びグランメッセ熊本1階ホール全面及び2階会議室については、準備・撤収を含めて3月4日(木)～3月8日(月)を県で仮予約していますが、会場使用料は補助対象事業者にて負担すること（補助対象経費に含めません）
※上記日程での開催が困難な場合は、県と事前に協議することとする
- ・ 農産物、加工品、お酒、グルメなど熊本の食を幅広く募り、販売ブース等で出店すること
※出展事業者は県内事業者又は県産食材・加工品等を使って販売する事業者であること
- ・ ステージ、商談ブースを設置・運営すること
- ・ イベント公式ホームページを開設すること

(2) 県民の「食」の理解醸成や県産品の販路拡大・消費拡大を目的とした取組みに要する経費

【対象要件】

- ・ 上記イベント同日及び前後の幅を持った期間において、本目的を達成するため、周辺施設をはじめ県域にまたがる食関係の取組みを効果的に実施すること。

※期間は数週間～1カ月相当を想定

【参考例】

- ・市町村や農商工団体をはじめ、飲食店、観光及び教育機関等と連携した企画
- ・販路開拓及び継続的な取引創出に向けたバイヤー招へいや産地視察等の実施
- ・地産地消や食育、農福連携等の普及・啓発への取組み
- ・各種メディアと連携した広報及び情報発信
- ・熊本の食を活用した観光コンテンツの造成 等

(3) その他事業目的の遂行に必要なと認められる、創意工夫した取組みに対する経費

4 補助対象経費に掛かる留意事項

(1) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のア～ウの条件をすべて満たすものとなります。

- ア. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- イ. 補助対象期間中に契約・支払が完了した経費
- ウ. 証拠資料等によって支払金額及びその内訳が確認できる経費

(2) 対象外となる経費について

- ・国、都道府県及び市町村等が実施する補助金、委託費等を受給する事業と内容が重複するもの。
- ・交付決定前に発生した経費及び令和9年3月31日以降に支払いが完了した経費
- ・事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱費や電話代等
- ・補助金応募書類、実績書類の作成、送付、手続きに係る費用
- ・施設整備等に係る経費（施設等の設置又は改修に必要な経費、土地、建物等を取得するための経費）
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るものの取得費用等（パソコン、プリンター、タブレット端末、ウェアラブル端末、家庭及び一般事務用ソフトウェア等）
- ・経費の支払い時に発生する振込手数料、代引き手数料（ただし、経費の支払先が振込料を負担した場合、その金額分の値引きがあったものと見なし、値引き後の額を補助対象とする）
- ・消費税及び地方消費税
- ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用（ホテル宿泊時の食事含む）
- ・本事業に使用したものとして明確に区別できない経費
- ・その他、本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

(3) その他

- ・協賛金及び当該イベント出店に係る出店料徴収により収入が生じた場合は、交付

対象事業に要した経費を減額することとする。

5 応募方法

- (1) 提出書類（以下の書類を6部、郵送または持参にて提出してください）
- ・ 補助金交付要望書
 - ・ 事業実施計画書（別記様式第1号）
 - ・ 添付書類
 - ① 事業経費内訳書（別添1）
 - ② 誓約書（別添2）
 - ③ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ④ 定款の写し（資料がない場合は、組織の代表者、規約等の分かる資料）
 - ⑤ 直近1期分の決算書（貸借対当表、損益計算書等）
 - ⑥ その他補足資料
- (2) 提出先・問い合わせ先
- 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県 食のみやこ推進局 熊本県庁本館9階
担 当：川口、鶴田
電 話：096-333-2874
E-mail: miyakokyokutsuki@pref.kumamoto.lg.jp
- (3) 提出締切り
- 令和8年（2026年）5月7日（木）17時 ※必着

6 スケジュール案

1. 補助金申請書等の提出	令和8年5月7日(木) 17時 ※必着
2. 審査	令和8年5月13日(水)（予備日5月14日(木)） ※個別に20分以内の事業計画内容説明を行っていただきます。計画書等を取りまとめの後、開始日時や準備物を個別にお知らせします。予備日も含めて対応できるようご準備ください。なお、災害その他やむを得ない事情等により審査会の日程を変更する場合があります。
3. 内定（採択・不採択通知）	令和8年5月中旬頃（予定）
4. 交付申請書提出	令和8年5月中旬頃（予定）
5. 交付決定（事業開始）	令和8年5月下旬頃（予定）
6. 実績報告（事業完了）	令和9年3月31日（水）まで
7. 補助金支払い	令和9年3月下旬 ※必要に応じて概算払を行います。

7 審査基準等

(1) 審査基準

以下の項目について審査し、採択事業者を決定します。

- ◆事業の実施が可能である事業主体であり、事業遂行上の人的体制が十分に整っており、期間内に事業を円滑に遂行できるか。
 - ◆計画書の内容は事業の趣旨に沿っているか、新規性や発展性が認められるか
 - ◆食の関係者や他分野と連携した取り組みであり、県内外に向けた情報発信力が認められるか
 - ◆地域への波及効果や経済効果があるか、事業が終了したのちも販路拡大及び消費拡大につながる工夫があるか
 - ◆その他
- ※審査経過に関する問い合わせには応じられません。

(2) 通知

審査結果及び交付申請の手続きにつきましては、食のみやこ推進局から通知いたします。

8 その他の留意点

補助事業として採択された場合は、以下につきましてご了承ください。

- (1) 交付決定を受けた後、事業費の30%を超える増減や事業実施主体を変更する場合もしくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (3) 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。